

固定資産税のお知らせ

◆平成 26 年度 固定資産税納税通知書を送付

平成 26 年度の固定資産税額が決まり、市内に土地・家屋などを所有している方に納税通知書を送付しました。土地の住宅特例措置や新築家屋に係る軽減が適用されているかなど、同封の課税明細書で確認できます。

◆納付窓口に郵便局、コンビニが利用可能です

固定資産税が、近畿2府4県のゆうちょ銀行・郵便局と全国のコンビニエンスストア各店舗で納付できます。これまでの金融機関窓口とともにご利用下さい。

ただし、納付額が 30 万円を超えるものは、コンビニエンスストアでは利用できません。

◆土地の住宅特例措置の適用について

住宅やアパート等の居住用の建物が建っている土地（住宅用地）の課税標準額は、一定の要件を満たすとその価格の6分の1または3分の1に減額する特例措置があります。特例措置の適用については、課税明細書に「住宅用地」と表示しています。

◆新築家屋に係る軽減について

居住用に新築された家屋で、一定の要件を満たしていれば、新築後一定期間（下記）、120 平方メートルまでの床面積について固定資産税が2分の1に軽減されます。

【軽減適用期間】

一般の住宅（下記以外）	3年間
長期優良住宅	5年間
3階建以上の中高層耐火住宅など	5年間
長期優良住宅	7年間

軽減の適用については、課税明細書の摘要欄に「新築軽減」「新築軽減（長期）」と表示しています。なお、軽減適用期間が終了後、本来の税額に戻りますのでご注意ください。

▶詳しくは、税務課（☎ 66・1027）へ。

市税などの納付は口座振替で

市税などの納付には、納め忘れがなくて便利な口座振替をぜひご利用ください。

固定資産税の第1期分から口座振替を希望する場合は、通帳・届出印・納税通知書を持って、4月15日（火）までに市内の金融機関の窓口で申し込んでください（郵便局の場合は第2期分から）。

納期限を過ぎて20日以内に納付がない場合は、督促状を発送します（督促状発送後、市税は京都地方税機構（☎ 0773・56・0340）へ徴収業務を移管）。

期限内の納付にご協力をお願いします。

▶詳しくは、税務課（☎ 66・1025）へ。

固定資産価格などの縦覧

所有している固定資産と市内のほかの土地・家屋の価格とを比較できるよう、固定資産縦覧帳簿を縦覧することができます。

「固定資産縦覧帳簿（土地）」には所在地・地目・地積・評価額、「固定資産縦覧帳簿（家屋）」には所在地・用途・床面積・構造・家屋番号・評価額が掲載されています。

【期間】 4月1日（火）～4月30日（水）まで
（土・日、祝日を除く8時30分～17時15分）

【場所】 市役所税務課

【縦覧のできる人】 固定資産税（土地・家屋）の納税者本人か委任状を持った代理人

【審査の申し出】 固定資産の価格に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査を申し出ることができます。期間は納税通知書を受け取った日の翌日から60日以内。

【閲覧】 固定資産税課税台帳に登録された内容は随時閲覧できます。閲覧できるのは所有者本人か委任状を持った代理人。借地人、借家人（契約書などの関係が確認できる書類が必要）も使用または収益の対象となる部分については閲覧ができます。いずれも本人確認できるもの（免許証など）が必要。

▶詳しくは、税務課（☎ 66・1027）へ。

国民年金保険料 免除の対象となる期間が拡大

国民年金保険料は、所得が少ないときや失業などで保険料を納付することが困難な場合に免除の申請ができます。このたび、法律の改正で次のとおり免除の対象となる期間が拡大されます。

【改正前】 申請の直前の7月までの1年以内

【改正後】 申請時点から2年1か月前まで

【例】平成26年4月に免除申請した場合

	24年3月	25年7月	26年4月	26年6月
改正前			← 免除の対象となる期間 →	
改正後		← 免除の対象となる期間 →		

▶詳しくは、市民相談課（☎ 66・1004）へ。

狂犬病の予防注射を

【日時】 4月14日（月）～25日（金）の平日

【場所】 市内の集会所など70か所

【対象】 生後91日以上飼育犬

【料金】 ◆登録犬…3,200円

◆未登録犬…6,200円（登録手数料含む）

▶詳しくは、生活環境課（☎ 66・1005）へ。



就業支援センター ハローワークのサービスを一体化

4月から就業支援センターをハローワークの就職相談・紹介と市の就労支援などのサービスを一体化し、きめ細やかで総合的な就労支援を行う「舞鶴のローカルハローワーク」として充実します。

ハローワークでの職業紹介や相談が毎日利用できるなど市民の皆さんの就職活動を応援していきます。

▶詳しくは、産業振興・雇用対策課（☎ 66・1021）へ。

児童扶養手当の月額が改定

児童扶養手当法の一部が改正され、平成26年4月から児童扶養手当の月額が変わります。

改定月	平成25年10月～	平成26年4月～
全部支給	41,140円	41,020円
一部支給	41,130円～9,710円	41,010円～9,680円
振込月	平成25年12月	平成26年8月

※児童が2人のときは上記金額に5,000円を加算。3人目からは1人増えるごとに3,000円を加算されます。

▶詳しくは、子ども支援課（☎ 66・1094）へ。

市役所 時間外窓口のご利用を

祝日や年末年始を除く毎週水曜日は、19時まで市民課と西支所市民・年金係の窓口が利用できます（年金業務を除く）。

《受付内容》

◆戸籍（出生・死亡・婚姻届など）・転出・転入（特例を除く）・転居の届け出◆印鑑登録◆戸籍謄・抄本、住民票写し、印鑑登録証明の発行など

▶詳しくは、市民課（☎ 66・1001）か西支所市民・年金係（☎ 77・2252）へ。

育英資金のお知らせ

高校や大学などに進学した人で、経済的な理由により修学が困難な場合に「育英資金」が利用できます。

【支給要件】

◆修学支援金・奨学金…高校など：市民税非課税世帯（府の高等学校奨学金の受給世帯を除く）

◆通学費補助金…高校など：低所得世帯（生活保護基準の1.3倍以内）

◆入学支度金（今春入学者のみ）…高校など：市民税非課税世帯、大学・専修学校：低所得世帯

【申し込み方法】 6月30日（月）までに所定の用紙（学校教育課に備え付け）で。

▶詳しくは、学校教育課（☎ 66・1072）へ。

母子家庭奨学金のご利用を

高校生までの子どもを扶養している母子家庭や父親に一定以上の障害があり、所得が限度額以下の家庭を対象に「母子家庭奨学金」が支給されます。

【支給額（年額）】

◆乳幼児…11,000円 ◆小学生…21,500円

◆中学生…43,000円 ◆高校生…64,000円

【申込期日】

5月30日（金）まで（6月以降に申請した場合は月割で支給）。毎年申請が必要。

▶詳しくは、子ども支援課（☎ 66・1094）か西支所保健福祉係（☎ 77・2253）へ。



京都府知事選挙

投票日時 4月6日（日）7時～20時

期日前投票・不在者投票

3月21日（金）～4月5日（土）8時30分～20時

市役所、西支所、加佐分室で土・日曜日投票できます

期日前投票をされる場合は、投票所入場券の裏面の「期日前投票宣誓書」に必要事項を記入の上、ご持参ください。
なお、「期日前投票宣誓書」は、期日前投票所にも用意してあります。

▶詳しくは、市選挙管理委員会事務局（総務課内、☎ 66・1044）へ。